

北海道選挙管理委員会告示第65号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

令和3年10月19日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

北海道第1区	25,871,800	円
北海道第2区	26,022,000	円
北海道第3区	26,233,800	円
北海道第4区	24,562,200	円
北海道第5区	26,127,100	円
北海道第6区	27,533,200	円
北海道第7区	25,103,000	円
北海道第8区	26,726,000	円
北海道第9区	27,034,900	円
北海道第10区	25,574,600	円
北海道第11区	25,563,200	円
北海道第12区	25,596,800	円